

福岡市町内会活動支援事業補助金を活用して デジタルでの情報発信を始めてみませんか？

デジタルツールを活用した情報発信にも、『町内会活動支援事業補助金』が活用できることをご存じですか？
例えば、ブログやホームページの作成費、LINE公式アカウントや電子回覧板の利用料などが補助対象です。

活用例① 町内会のLINE公式アカウント を立ち上げたい！



LINE公式アカウント
月額利用料



更新担当者への
謝礼



周知チラシ
作成費

〈支出例〉

項目	金額
LINE公式アカウント 月額利用料	6万6千円 (5,500円/月×12ヶ月)
更新担当者への謝礼	2万4千円 (1,000円/回×月2回×12ヶ月)
周知チラシ作成費	1万円
計	10万円

- ・補助率1/2の場合…補助額5万円、負担額5万円
- ・補助率4/5の場合…補助額8万円、負担額2万円

町内会活動支援事業補助金って何？

自治会・町内会が行う、地域の活性化や課題解決につながる取組みに活用できる補助金です。

〈補助額〉

- ・1年度につき1事業に対し、補助対象経費の2分の1(上限5万円)を補助します。
 - ・情報発信について、内容や手法に工夫を凝らした事業にあたる場合は、補助対象経費の5分の4(上限10万円)を補助します。
- ただし、年度にかかわらず各団体1回限りです。

活用例② 新たにホームページ を立ち上げたい！



パソコン購入費



ホームページ
作成委託費



周知チラシ
作成費

〈支出例〉

項目	金額
パソコン購入費	10万円
ホームページ 作成委託費	15万円
周知チラシ作成費	1万円
計	26万円

- ・補助率1/2の場合…補助額5万円、負担額21万円
- ・補助率4/5の場合…補助額10万円、負担額16万円

◆申請・お問い合わせ先(各区地域支援課)の詳細は、市ホームページをご覧ください。

＜福岡市ホームページ＞

ホーム > くらし・手続き > 地域の活動・NPO・ボランティア

> 福岡市のさまざまな地域支援施策 > 町内会活動支援事業のご案内



スマホはこちらから

